議案第29号

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例について

取手市都市計画税条例(昭和48年条例第31号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年5月7日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律が施行され、新型コロナウイルス感染症緊急経済 対策における税制上の措置として、一定の要件に該当する中小事業者等が所有する償 却資産及び事業用家屋に係る都市計画税の軽減措置が講じられたことを踏まえ、所要 の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例

取手市都市計画税条例(昭和48年条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
付 則	付 則
1から15まで (略)	1から15まで (略)
(宅地化農地に対して課する都市計画税の 納税義務の免除等)	(宅地化農地に対して課する都市計画税の 納税義務の免除等)
16 及び 17 (略)	16 及び 17 (略)
18 法附則第 15 条第 1 項, 第 13 項, 第 18	18 法附則第 15 条第 1 項, 第 13 項, 第 18
項から第22項まで,第24項,第25項,	項から第22項まで,第24項,第25項,
第29項,第33項,第37項から第39項ま	第29項,第33項,第37項から第39項ま
で, 第42項から第44項まで, 第47項若	で,第42項から第44項まで,第47項若
しくは第48項,第15条の2第2項,第1	しくは第 48 項, 第 15 条の 2 第 2 項 <u>又は第</u>
<u>5条の3又は第61条</u> の規定の適用がある	<u>15 条の 3</u> の規定の適用がある各年度分の
各年度分の都市計画税に限り,第2条第2	都市計画税に限り、第2条第2項中「又は
項中「又は第33項」とあるのは「若しく	第 33 項」とあるのは 「若しくは第 33 項又
は第33項又は附則第15条から第15条の	は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とす
3 まで <u>若しくは第 61 条</u> 」とする。	る。
19 (略)	19 (略)

付 則

この条例は,公布の日から施行する。